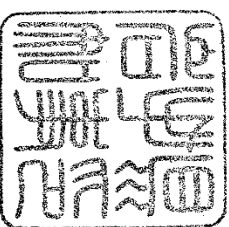


水 振 第 8 4 号

令 和 3 年 4 月 7 日

岩手海区漁業調整委員会会長 様

岩手県知事 達増 拓也



知事許可漁業の制限措置等について (諮問)

岩手県漁業調整規則 (令和 2 年岩手県規則第 66 号) 第 4 条第 1 項各号に掲げる知事許可漁業について、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項及び同規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定めたいので、同法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産振興課
漁業調整担当 山根
電話：019-629-5819
F A X：019-629-5824
E-mail：k-yamanepref.iwate.jp



船びき網漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第7号に掲げる次の船びき網漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和3年 月 日

1 船びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(2) 漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	
水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法							
あみ船びき網漁業	ツノナシオキアミ	船びき網	岩手県 沖合海面	2月1日 から5月31 日まで	制限なし	5トン以上 20トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有する者	1
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(宮古水産振興センター)管内に漁業根拠地を有する者	21
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(釜石)管内に漁業根拠地を有する者	8
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(大船渡水産振興センター)管内に漁業根拠地を有する者	32
船びき網漁業 (あみ船びき網漁業を除く)	ウミタナゴ等	船びき網	岩手県 沖合海面	1月1日 から12月31 日まで	制限なし	20トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有する者	3
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(宮古水産振興センター)管内に漁業根拠地を有する者	36
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(釜石)管内に漁業根拠地を有する者	6

							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(大船渡水産振興センター)管内に漁業根拠地を有する者	62
--	--	--	--	--	--	--	--	----

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年5月10日から令和3年6月10日まで

(3) 備考

① この許可の有効期間は、令和3年7月1日(令和3年7月2日以降の場合は許可の日)から令和6年6月30日までとする。

② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(1) あみ船びき網漁業

ア 岩手県漁業調整規則第40条に規定する区域内の海域(操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域を除く。)においては、操業してはならない。

イ さけ、ます、いか、いかなご、しらうお、しろうお及びさよりを採捕してはならない。

ウ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

(2) 船びき網漁業(あみ船びき網漁業を除く。)

ア 岩手県漁業調整規則第40条に規定する区域内の海域(操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域を除く。)においては、操業してはならない。

イ さけ、ます、いか及びあみを採捕してはならない。

ウ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

(3) 両漁業種類を併記する場合

ア 岩手県漁業調整規則第40条に規定する区域内の海域(操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域を除く。)においては、操業してはならない。

イ さけ、ます及びいかを採捕してはならない。

ウ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

④ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

さんま棒受網漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第8号に掲げる次のさんま棒受網漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和3年 月 日

岩手県

1 さんま棒受網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類		漁具の種類 その他の漁業の方法	操業 区域	漁業 時期	推進機関の 馬力数	船舶の 総トン数	漁業者の資格	許可または起業の 認可をすべき船舶 等の数
水産動植物の 種類								
さんま棒受網 漁業	さんま	棒受網	岩手県 沖合海面	7月22日 から12月31日 まで	制限なし	10トン未 満	北海道内に住所を有する者	8
							三重県内に住所を有する者	1

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年5月10日から令和3年6月10日まで

(3) 備考

- この許可の有効期間は、令和3年7月1日（令和3年7月2日以降の場合は許可の日）から令和4年6月30日までとする。
- この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。
ア 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。
- 許可等を受けようとする者は、その住所地を所管する都道府県知事の意見書を添えて別に定める書類を水産振興課総括課長に提出するものとする。
- 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

いか釣り漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第11号に掲げる次のいか釣り漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和3年 月 日

1 いか釣り漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
いか釣り漁業	いか	釣り	岩手県 沖合海面	1月1日から1月31日、6月1日から12月31日まで	制限なし	5トン以上30トン未満	長崎県内に住所を有し、岩手県沖合海面におけるいか釣り漁業の操業等に関する協定に参加する者	1

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年4月20日から令和3年5月20日まで

(3) 備考

- ① この許可の有効期間は、許可の日から令和4年2月28日までとする。
- ② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - ア 電気設備の集魚灯に使用する電球の総設備容量は、180キワット以下でなければならない。
 - イ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。
- ③ 許可等を受けようとする者は、その住所地を所管する都道府県知事の意見書を添えて別に定める書類を水産振興課総括課長に提出するものとする。
- ④ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。